

第 5 次幸手市総合振興計画

実 施 計 画

(平成 3 0 年度)

都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手

平成 3 0 年 3 月

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画の目的	3
II 計画の性格	3
III 計画期間	3
IV 計画の構成	4
V 基本計画体系図	5

第2章 実施計画

I 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち

1 環境にやさしい地域づくり	15
2 廃棄物の排出抑制	19
3 危機管理の強化	25
4 災害対策の充実	27
5 総合治水対策の推進	31
6 地域安全活動の充実	35
7 交通安全対策の推進	37
8 消防・救急体制の強化	39

II 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち

1 子育て支援の充実	43
2 健康づくりの支援	51
3 地域医療体制の充実	55
4 地域福祉の推進	57
5 高齢者福祉の充実	59
6 介護保険制度の充実	61
7 障がいのある人の自立と社会参加の支援	65
8 社会保障制度の充実と円滑化	69

III 地域の特性を活かした快適で特色あるまち

1 計画的な土地利用	73
2 圏央道インターチェンジ周辺の開発	75
3 幸手駅周辺の開発	77
4 田園都市景観の形成	79
5 水と緑の環境づくり	81
6 道路網の整備	83
7 公共交通機関の拡充	87
8 安全な水の供給	89
9 下水道の整備	91

IV	明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち	
1	児童・生徒の安心・安全の確保	97
2	学校教育環境の整備	101
3	学校教育内容の充実	105
4	青少年の健全な育成	109
5	社会教育の充実	111
6	文化財の保護・活用	117
V	活力ある地域経済をおこすまち	
1	農業基盤の整備	121
2	地域農業の振興	125
3	中心市街地の活性化	127
4	商業・サービス業の活性化	129
5	工業の活性化	131
6	観光の振興	133
7	勤労者対策の充実	137
8	消費生活の支援	139
VI	市民一体となり自立した地域を育むまち	
1	市民との協働の推進	143
2	コミュニティ活動の支援	145
3	人権意識の高揚	147
4	男女共同参画社会の推進	149
5	平和・国際交流の推進	151
VII	基本構想の実現のために	
1	計画的な行政運営	155
2	財政健全化の推進	159
3	広報・広聴・情報公開の充実	161
4	信頼のある人材管理・育成	163
5	地域情報化の推進	165
6	広域行政の確立	167

第 1 章 計画の基本的な考え方

I 計画の目的

本市は、平成21年3月に「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」を将来像とした第5次幸手市総合振興計画を策定しました。

この「実施計画」は、将来像を実現するために策定されている基本構想・基本計画をより具体化し、行政運営の総合的かつ計画的な推進を目的とするものです。

〈施策の基本目標〉

- 1 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち
- 2 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち
- 3 地域の特性を活かした快適で特色あるまち
- 4 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち
- 5 活力ある地域経済をおこすまち
- 6 市民一体となり自立した地域を育むまち
- 7 基本構想の実現のために

II 計画の性格

実施計画は、市政運営の効率的な運営を計画的に行うため、総合振興計画（基本構想・基本計画）に掲げる施策をどのように実施していくかを明らかにする計画です。

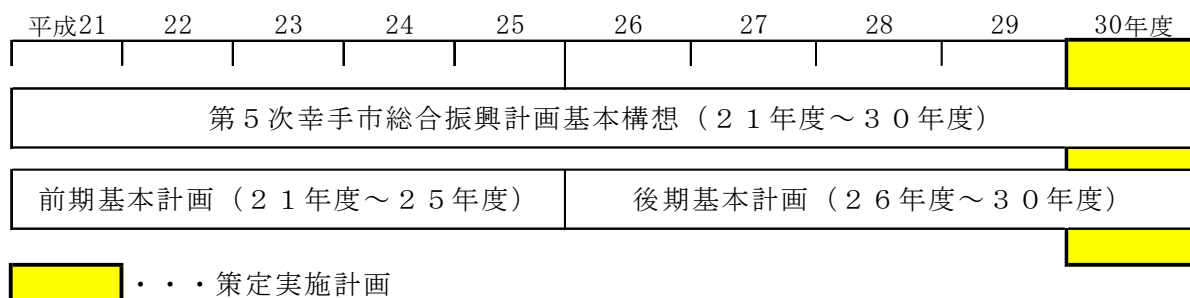
すなわち実施計画は、具体的な事業の優先順位を決定し、優先度の高いものからの確に実施するため、年度毎の財源のなかにおいて具体化させることによって、予算編成の指針とするために策定するものです。

III 計画期間

第5次幸手市総合振興計画の計画期間は平成30年度までであるため、実施計画の計画期間は平成30年度の1年度とし、社会、経済情勢及び財政状況等を勘案して、ローリング方式により事業の見直しを行うものです。

※ローリング方式とは、基本計画の計画期間中のある年度を初年度ととらえ、毎年度修正や補完などの見直しを行うことにより、刻々と変化する社会、経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれることを防ぐための方法です。

＜第5次幸手市総合振興計画の体系＞



IV 計画の構成

この実施計画は、総合振興計画の基本計画の体系を基に、各部門の施策のうち、次に掲げる事業の内容説明、平成30年度の事業計画を掲載しています。

- 1 建設事業は、2か年度の事業費総額が2,000万円以上の事業、または単年度事業費が1,000万円以上の事業
- 2 用地の取得事業は、金額にかかわらず全事業
- 3 維持管理事業、市補助事業、その他事務事業は、2か年度の事業費総額が2,000万円以上の事業
- 4 その他、金額にかかわらず、下記に該当する事業
 - ・新規事業
 - ・特に重要と思われる事業
 - ・特徴的、独創性があると思われる事業
 - ・今年度から内容を大幅に変更しようとする事業
 - ・実施計画期間内に終期を設定しようとする事業

＜計画の見方＞

1 事業計画表の掲載要領

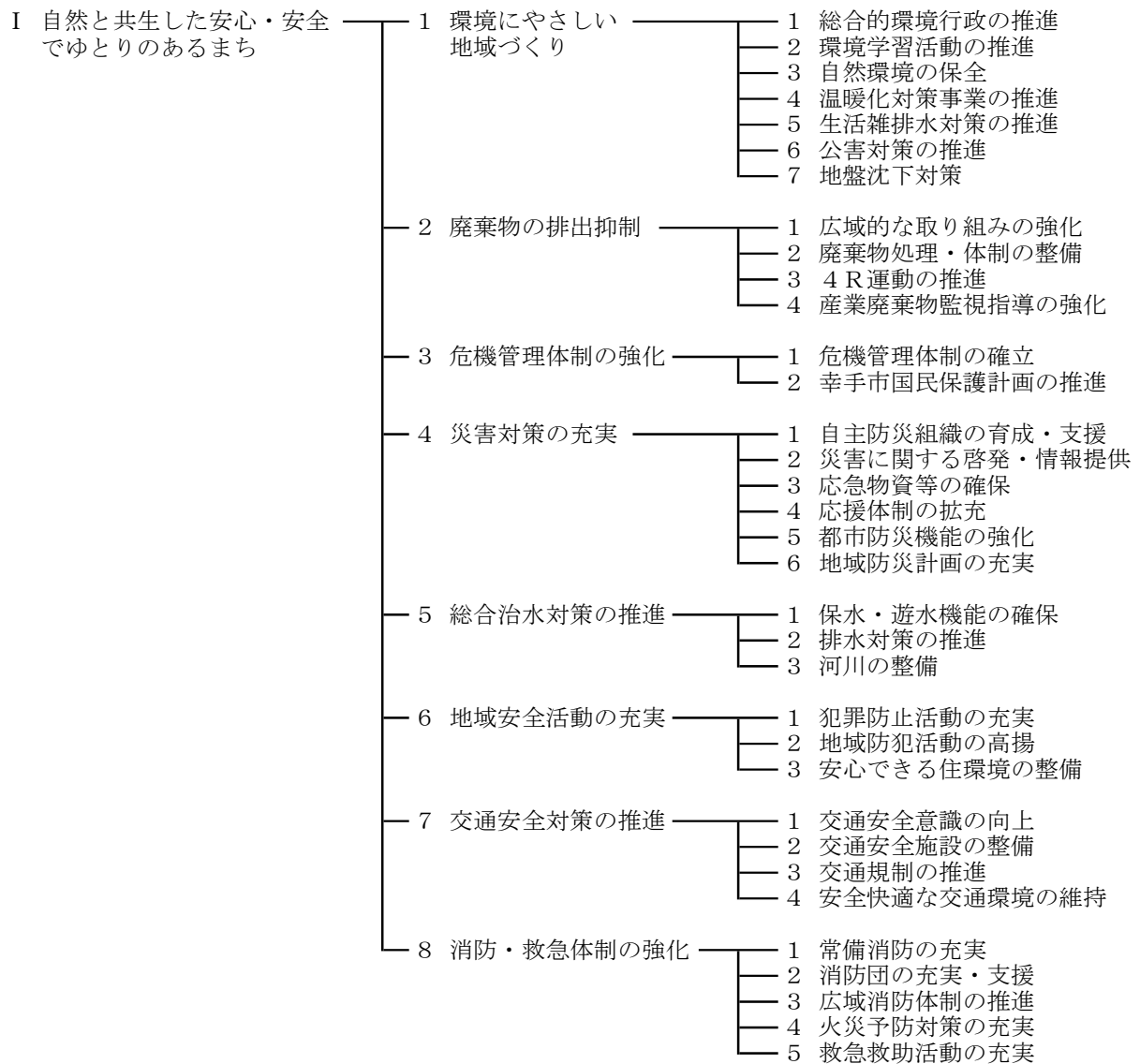
施策の体系と事業計画を掲載しましたが、この表の各欄は次の要領で掲載しています。

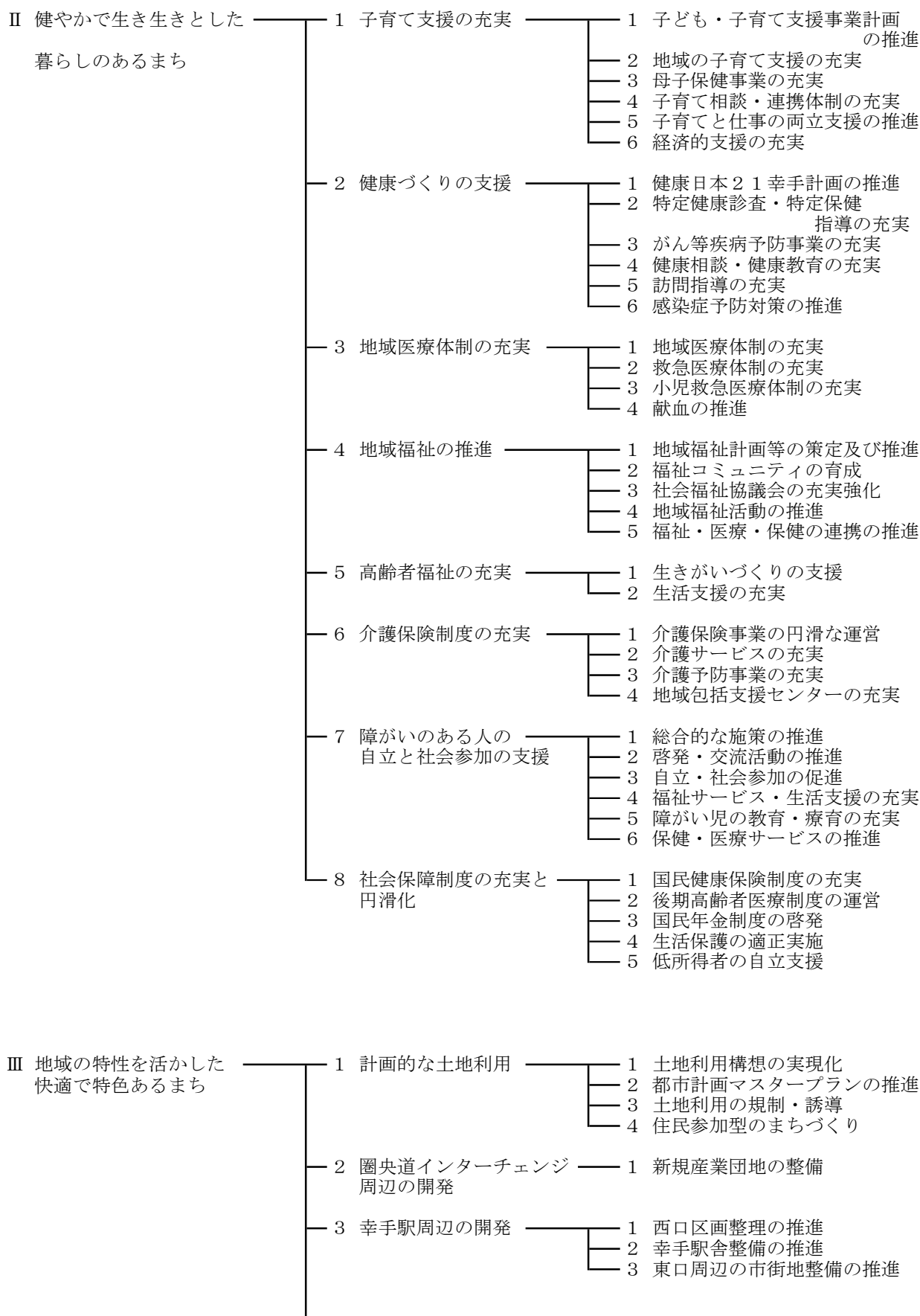
- (1) 事業の内容は、事業の目的と内容を簡潔にまとめて掲載しています。
- (2) 年度別事業計画

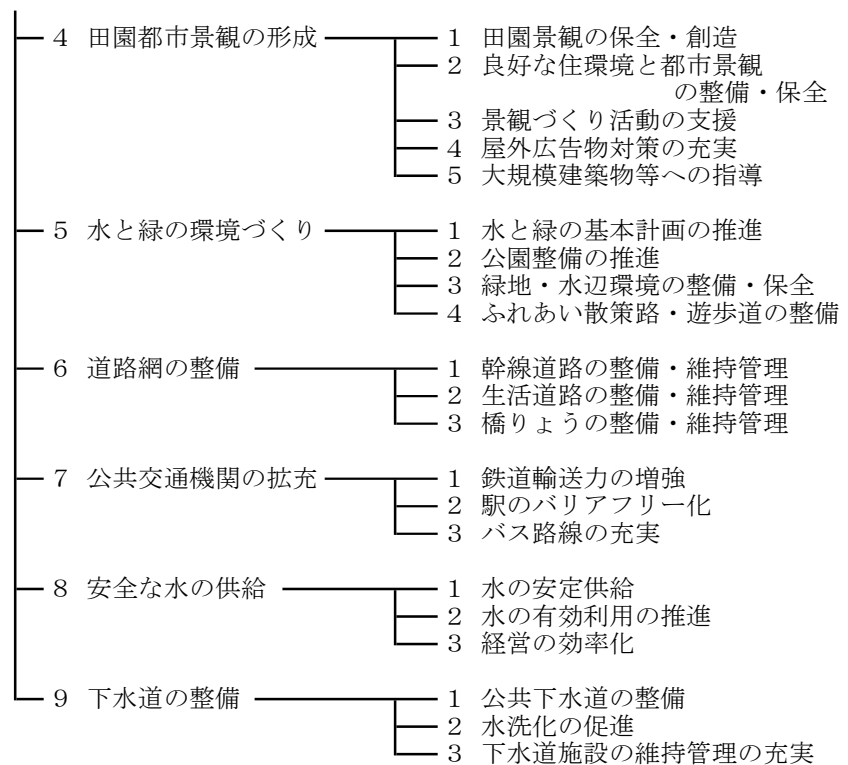
第5次幸手市総合振興計画の最終年度である平成30年度の事業内容（量）を掲載しています。

※ 平成31年度及び平成32年度は、現在策定中の次期計画の事業のため、空欄としています。

V 基本計画体系図







IV 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち

